

## 道志村キャンプ場における横浜市民優待サービス

### ご利用案内および注意事項

この事業は、横浜市の水源地である山梨県道志村に所在するキャンプ場の施設利用料等を助成することにより、青少年の自然体験活動の機会の充実を図るとともに、道志村と横浜市との友好交流を促進することを目的に実施するものです。

#### 【利用案内】

- ①優待サービスを利用する際は、キャンプ場への事前予約が必要です。予約時に「横浜市民優待サービス」を利用する旨を伝えてください。専用の申込書にご記入いただき、キャンプ場ご利用当日に受付へ提出してください。申込書は道志村観光協会ホームページからダウンロードできます。  
([http://doshi-kanko.com/yokohama\\_yutai/](http://doshi-kanko.com/yokohama_yutai/))
- ②ご利用当日、利用代表者の横浜市民（在住、在学、在勤）を証明できるものをご提示ください。
- ③ご利用当日、優待サービス対象者（18歳以下の横浜市民（在住、在学、在勤）の方）であることを証明できるものをご提示ください。

#### **【優待サービス：施設利用料金の割引】※2019年変更**

■内容：道志村のキャンプ場の施設利用料を一人一泊1000円を上限として割引きます。

■対象者：18歳以下の横浜市民（在住、在学、在勤）の方

#### 【注意事項】

- ①グループ（家族）でご利用の際は、1家族ごとに申込みが必要です。
- ②キャンプ場宿泊者が対象です。（日帰りキャンプは対象外です）
- ③バンガロー・キャビン・コテージのみ利用者も対象です。（助成金額は施設によって異なります。金額の詳細は道志村観光協会ホームページをご参照ください）
- ④利用料金1000円以上の場合は、その差額は利用者の負担になります。
- ⑤利用料金1000円以下の場合は、その金額を優待サービス対象とします。

（例：700円の場合は700円助成）

- ⑥小人料金・大人料金（中学生以上）がある施設は、異なる補助額になる場合があります。

例）子ども500円⇒助成額500円/大人（中学生～）700円⇒助成額700円※差額は自己負担

- ⑦基本料金が無料（乳児・2歳以下・5歳以下など施設により異なる）の場合は、優待サービスの対象外になります。

※平成31年度から利用料金の割引上限額を引き上げ、テントサイト料の割引を廃止しました。

【お問い合わせ】道志村観光協会 電話:0554-52-1414 F A X :0554-52-1415

（横浜市子ども青少年局青少年育成課 道志村キャンプ場における横浜市民優待サービス事業）